移管の具体的方策(事件の範囲)

離婚事件等の人事訴訟事件については、地方裁判所に訴訟を提起する前に家庭裁判所で調停を行うという調停前置主義が採られている。しかし、調停手続と訴訟手続が家庭裁判所と地方裁判所に分断され、その間の連携も図られていないため、利用者である国民に不便な形となっている。

また、離婚訴訟事件では、離婚そのものよりも、親権者の指定や養育費の決定など、子の監護に関する事項に審理の重点がある事案が多い。この点、家庭裁判所では、心理学、社会学等の専門的知識を有する家庭裁判所調査官が配置されているので、その専門的知識を活用することにより、子の福祉等に配慮した適正妥当な解決が図られている。

そこで,このような国民にとっての不便さを解消し,かつ,家庭裁判所調査官等を十二分に活用して子の福祉等に配慮したきめ細かな審理・判断を可能にするために,人事訴訟事件を家庭裁判所に移管して,家庭裁判所がその総合的な解決を図るシステムとすることが積極的に検討されるべきである。

移管すべき事件の範囲については、離婚等の人事訴訟事件に限らず、広く、遺産分割の前提となる問題(遺産の範囲の確認等)を含めるとする考え方、およそ家庭裁判所の家事調停の対象となる家庭に関する事件を含めるとする考え方もありうるところである。

今後,この問題については,国民のニーズなどを踏まえ,十分に検討していく 必要があろう。